

温泉旅館、排水規制 3 年先送り 環境省



環境省は温泉旅館からの排水に含まれるホウ素とフッ素の規制強化について、当初予定していた 2007 年 7 月の実施を 3 年先送りすることを決めました。これは、旅館業者や地元自治体の強い反対を受けての措置になり、6 月に水質汚濁防止法に基づく省令を改正して、現行の暫定排水基準を 2010 年 6 月末まで延長となります。

同省は 01 年 7 月、大量に摂取すると胎児などへの影響があるホウ素などの健康被害を防ぐため、ホウ素は 1 リットル当たり 10mg 以下、フッ素は同 8mg 以下とする、工場を含めた排水基準を定めました。しかし、温泉旅館は「ただちに基準に対応するのは困難」として、規制が緩やかな暫定基準の対象としていました。暫定基準は 2007 年 6 月末が期限でしたが、ホウ素などを除去する排水処理機に数千万円のコストがかかるため、温泉旅館側は「暫定基準が撤廃されれば経営が行き詰る」などと反発していました。

大分県別府市など 87 市で構成する全国市長会「温泉所在都市協議会」は 2007 年 3 月中旬、暫定基準の延長や排水処理機の購入費用補助を求める要望書を環境省などに提出していました。同省では旅館の経営面も考慮し、3 年間で技術開発を支援コストの軽減を進めたいとしています。

当社ではホウ素・フッ素に限らず排水中のさまざまな有害物質分析に実績があります。また「あなたの分析室 WEB システム」を用いて、お客様がインターネット経由でリアルタイムでの分析状況および分析結果を確認できる仕組みを確立しています。過去にご依頼いただいた分のデータも、いつでもご覧いただけますので原水・処理水等の経時変化も容易に確認して頂けます。排水処理に関して何かございましたら、ぜひ一度ご相談下さい。

資料 2007 年 3 月 30 日付 日本経済新聞

機器分析箇所 有賀久枝